

四日市市ごみ処理基本計画中間見直し（案）に関する意見募集の結果について

1. 意見募集結果

募集期間： 令和7年12月19日（金）～令和8年1月19日（月）

ご意見をいただいた人数：5名

ご意見数：18件

2. 意見の内訳

該当箇所	件数
全般	2件
第1章 基本計画の趣旨	1件
第3章 ごみ処理の現状と課題	2件
第5章 ごみ処理基本計画の施策体系	13件

No	項目	ページ	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	全般		<p>現在、当家から出る生ごみを95%以上自家処理しています。</p> <p>それを踏まえた上で、今後のごみ処理に対する問題点・対策や望むことを書かせていただきます。</p> <p><問題点></p> <ol style="list-style-type: none"> 各家庭での生ごみの自家処理が進んでいない。生ごみの水切り処理対策だけでは、全体量を減らせず根本的な改善にならない。また、自家処理に必要な処理機や物品に対する市からの補助金の拡充が必要。 市民の高齢化が進むにつれ、集積場までのごみの提出が困難になる人が増加する。 各自治体での有志による、ごみ集積場の管理が成り立たなくなっている。 粗大ごみを勝手に無申請で廃棄してある集積場が多くなっている気がする。 各企業やスーパーなどの生活リサイクル品の回収はかなり進んできたが、まだまだ品目数が少ない。また、食ロス品の回収もしてほしい。 クリーンセンターの混雑の根本的改善をどうするか。 <p><対策及び要望案></p> <ol style="list-style-type: none"> に対して各家庭の生ごみ処理機の種類が多様化してきている中、処理機（物品）の購入に対しての補助金申請の種類にもっと幅を持たせてはどうか。処理するもの（目的）により補助金の種類を変えて補助金申請の種類を増やす。例）生ごみ処理機の補助金 20,000 円、草木の剪定ごみの処理機の補助金 5,000 円両方の処理機を購入すればそれぞれに対して補助金申請が出来るなど、活用方法に対して補助金制定を行う。また、申請期間を 5 年ではなくもっと短期にしてもらえると市民としては嬉しい。 3に対して高齢化に伴う対応となるが、現在の集積所回収ではなく、有料になるとしても戸別回収や高齢者の介護事業者によるごみの回収など、市の介護事業との連携対策も必要になってくると考える。 	<ol style="list-style-type: none"> について 生ごみ処理機購入費補助金については、令和6年度から従来の電動式に加えて非電動式の生ごみ処理機を補助対象とし、令和7年度からは補助上限額も従来の15,000円から18,000円に引き上げました。本計画に記載したとおり補助金制度の周知及び利用を促進するとともに、ライフスタイルや個々の実情に合った生ごみ資源化への取組を推進していきます。 3. について P68に記載のとおり、高齢化社会への対応として、現在実施している福祉サービスの担い手と連携したごみ収集システムの定着・拡充を図っていきます。 について 粗大ごみなど集積場に出せないごみが不正に持ち込まれている集積場については、個々の事情に応じた対策を考える必要があるため、自治会等の協力を得ながら適切に対応するよう努めていきます。 について P63に記載のとおり、民間事業者及びスーパーマーケット等の小売店等と連携し、紙類や食品トレイの資源化、食品ロスの減量化を推進します。なお、令和5年度から、まだ食べられるのに不要となった食品を寄付いただき、こども食堂などに引き渡す「食品ロス削減マッチング事業」を市の事業として行っています。 について エコステーションは民間で設置する資源物の回収場所であり、ご提案いただいた対応は難しいのが現状です。なお、資源物については、P62に記載のとおり、排出機会の多様化を踏まえて、エコステーションの活動を支援し設置の拡充と利用促進を進めるとともに、引続き事業者と連携した資源物の回収を進めていきます。 また、大型ごみについては戸別有料収集を行っておりますので、こ

No	項目	ページ	意見の内容	意見に対する市の考え方
			<p>4. について広い集積所において多発している気がする。カメラ設置等の表示を出しても改善されていない様子、各自治体における対応となるが市から対策費や的確な対策案の提示が必要と考える。</p> <p>5. について各企業の努力が見受けられるが、あともうひと進展を望みたい。市ではなく県や国からの対策が必要となるかと考える。また、食ロスにおいても企業の力をもっと利用することも必須。</p> <p>6. に対して市民がクリーンセンターへ直接持っていくのは何故かと考えると・回収日と個人の廃棄予定が合わない。・集積所に置けないなども要因としてあると思いますが、エコステーションの受け入れ内容をもっと拡充して大型ごみ等の回収場所を増やす等、市民が利用しやすい環境や状況を作ってもらえるとより利用しやすくなるかと考えます。これからも行政と市民の意見交換がもっともっと広がることを願っています。</p>	<p>の制度についても周知を図っていきます。</p>
2	全般		<p>全般を通して ごみの戸別収集＋有料化に関する試行について</p> <p>今回の中間見直し案を確認したところ、ごみの戸別収集や有料化についての記載は見受けられませんでした。</p> <p>高齢化の進展により、個人がごみを地域のステーションまで運搬することや、自治会によるステーション管理が難しくなっている地域が増えていきます。一方で、ごみの減量や適正排出の推進も引き続き重要な課題です。</p> <p>将来の社会変化を考えると、いずれ戸別収集や有料化への移行が必要になると考えますが、市内には高齢化が進んだ地域やマンション居住者が多い地域など、地域ごとに事情や考え方の違いがあります。</p> <p>そこで、本計画の期間中に、いくつかの地域で戸別収集および有料化の試行を行い、高齢者や自治会の負担、ごみ排出量の変化、行政コストや運営上の課題などを把握し、将来の変化に備えたデータの蓄積に努めることを、計画の方向性として位置付けてはどうかと考えます。</p>	<p>P44 に記載のとおり、ごみ処理の有料化にあたっては、市民に負担を求めることになるとともに、ごみ減量効果が一時的なものとなってしまうたり、不法投棄の増加につながる等の懸念があります。</p> <p>本市のごみ排出量・処理量は減少傾向が続いていることから、ごみ処理の有料化につきましては、今後のごみ発生量の動向を見極めつつ、市民の皆さんのご理解を十分得た上で判断する必要があると考えています。</p> <p>P68 に記載のとおり、高齢化社会への対応については、現在実施している福祉サービスの担い手と連携したごみ収集システムの定着・拡充を図っていきます。</p> <p>またこれと並行して、すでに戸別収集方式を導入している他の自治体の実施状況について情報収集を行い、その実現可能性について研究していきます。</p>

No	項目	ページ	意見の内容	意見に対する市の考え方
3	基本計画 策定の趣旨 1.1 計画 策定の主旨	1	<p>デコ活との関係について</p> <p>上位計画である環境計画では、「デコ活」や「地域循環共生圏」などの考え方が示されていますが、ごみ処理基本計画の中ではあまり見受けられません。</p> <p>ごみの減量は、再生可能エネルギーや電気自動車導入と比べても、今すぐ市民が取り組める身近なデコ活だと考えます。</p> <p>2023年に四日市市が表明したゼロカーボンシティ宣言とも結びつけ、市民が実践できる温室効果ガス削減行動として、ごみ減量の意義をより強調していただきたいです。</p>	<p>環境政策のマスタープランである第4期四日市市環境計画は本計画と並行して中間見直しを行っており、その中で「デコ活」の概念を取り入れています。また、環境計画の中では、本計画に記載した事項を「持続可能な資源循環の推進」と位置付け、「デコ活」、「地域循環共生圏」、「温室効果ガス削減」の考え方のもと、市民・事業者等の様々な行動変容を促すべくごみ減量への関心と理解を深めていただけるよう必要な施策を講じていきます。</p>
4	ごみ処理 の現状と 課題 3.4(6) その他	45、63	<p>廃プラスチックについて</p> <p>私が四日市市に転入した当初は、プラスチックを分別排出しており、2週間に一度の回収日に自分の出しているプラスチックごみの量を把握できていました。その結果、自然とプラスチックごみを減らす行動につながっていました。</p> <p>一度緩和されたルールを戻すことには反発もあると思いますが、事業者との連携による店頭回収の徹底など、行政の関与が重要だと考えます。協力的でない事業者のあり方についても、市として一定の方針を示すことが必要ではないでしょうか。</p>	<p>本市では、ペットボトル等を分別して資源化を図るとともに、その他の廃プラスチック類は可燃ごみとしてクリーンセンターにて焼却処理を行い、その際に発生した熱エネルギーで高効率発電を行うことで廃プラスチック類を有効に活用しています。</p> <p>廃プラスチック類の分別収集及び資源化につきましては、処理費用や資源化の動向なども踏まえて判断する必要があります。</p> <p>事業者との連携につきましては、P63に記載のとおり、民間事業者やスーパー等と連携し、引き続きペットボトルや食品トレイ等の回収及び資源化に取り組んでいきます。</p>
5	ごみ処理 の現状と 課題 3.4(6) その他	44	<p>ごみ処理の有料化について</p> <p>資料31に掲載されているアンケート結果を見ると、有料化に賛成する意見が多いことは、日頃から減量を心がけている市民にとって自然な結果だと感じます。一方で、育児用や介護用おむつなど、減らしようのないごみについては、一定の配慮が必要だと考えます。有料化により、「ごみを減らした方が暮らしもコストも軽くなる」という実感を市民が持てることが重要です。効果検証のためにも、モデル事業の実施や先進事例調査を行い、次期計画に反映できるよう準備を進めていただきたいです。</p>	<p>No.2の回答をご確認ください。</p>

No	項目	ページ	意見の内容	意見に対する市の考え方
6	ごみ処理基本計画の施策体系 5.1(1)基本方針1【ごみの発生抑制の推進】	66	<p>こどもへの教育について</p> <p>こどもが学校で学んだことを家で話してくれると、家庭全体の意識が自然と高まると感じています。実際わたし自身も、長男が中学生の時に学校で学んできたSDGsを通して、生ごみの自家処理に興味を持ち、家庭で取り組むようになりました。</p> <p>出前講座や社会見学など、こどもが楽しみながら学べる機会が増えると、家庭への広がりも大きく、四日市市全体の意識向上にもつながると思います。</p>	<p>P66に記載のとおり、本市では、小学4年生を対象とした出前授業やクリーンセンターの社会見学を通じて、ごみの処理や減量について学んでもらう際には、そこで学んだことをぜひともご家族と共有していただきたいとお伝えするようにしています。引き続き次世代を担うこどもたちへの啓発を推進していきます。</p>
7	ごみ処理基本計画の施策体系 5.1(1)基本方針1【ごみの発生抑制の推進】	62	<p>ごみガイドブックの見直しについて</p> <p>計画とあわせて、市が発行している「ごみガイドブック」についても見直しを検討いただきたいと考えています。現行のガイドブックからは、「ごみは本来、資源である」という視点が市民に十分伝わっていないように感じています。</p> <p>例えば、タイトルを「資源とごみの分け方・出し方ガイドブック」とするなど、資源を前面に出した構成にすることも一案ではないでしょうか。</p> <p>また、プラスチックごみ削減やリユース促進、庭ごみ（剪定材や落ち葉等）の減量、雑紙分別の具体的なコツなど、市民の行動につながる情報や政策の方向性がもう少し明確に示されると、実践につながりやすくなると思います。</p>	<p>「ごみガイドブック」はごみの分別方法についてまとめた冊子で、保存版として各戸に配布しているものです。ご提案の事項につきましては、令和6年3月に雑紙等の資源化を促進するために、どのようなものが資源化できるかを記載した「もったいないハンドブック」を作成し全戸配布を行いました。今後も市広報誌やSNS、出前講座で啓発を進めていきます。</p>
8	ごみ処理基本計画の施策体系 5.1(1)基本方針1【ごみの	61~63	<p>家庭ごみ減量の優先順位について</p> <p>助燃剤を二酸化炭素排出量の少ないものへ転換する取組は評価しますが、そもそも湿ったものを燃やす行為自体を減らすことが、より本質的な対策だと考えます。</p> <p>家庭ごみの減量は、</p> <p>①生ごみの削減・資源化</p> <p>②庭ごみ（剪定材・落ち葉等）の削減・資源化</p>	<p>本計画では発生抑制、適正な資源化を通じて、ごみ減量を進めていくこととしています。ごみ減量を進めるためには、まずは発生抑制を優先するとともに、各家庭のライフスタイルに合わせてできることから取り組んでいただくことが有効だと考えています。</p> <p>本計画の実施にあたっては、ごみ減量と適正な資源化について分かりやすく伝え、日常生活の中で確実に根付いていくことを目指して市民へ情報発信していきます。</p>

No	項目	ページ	意見の内容	意見に対する市の考え方
	発生抑制の推進 5.1(2)基本方針2【適正な資源化の推進】		<p>③紙ごみの分別徹底</p> <p>④廃プラスチックの分別</p> <p>という順で重点的に進めることが、真の二酸化炭素排出抑制につながると考えます。この優先順位を踏まえた政策立案と、市民への分かりやすい発信を行っていただきたいです。</p> <p>また、雨天時のごみ出しを控えるなど、生活に即した市民教育も重要だと考えます。</p> <p>土に還せば再びいのち（食料や植物）につながるものを安易に焼却処理する現状についても、少しずつ見直していく政策への転換を期待します。</p>	
9	ごみ処理基本計画の施策体系 5.1(2)基本方針2【適正な資源化の推進】	63	<p>家庭での自家処理の促進について</p> <p>家庭用生ごみ処理機購入補助金のおかげで、家庭でも導入しやすくなり、とても良い取り組みだと感じています。処理機があるとごみが減るだけでなく、におい対策にもなり、家事の負担も軽くなるので、一家に一台！くらい、もっと広がってほしいと思っています。</p> <p>より多くの家庭で使えるよう、補助金の拡充や、一世帯で電動式処理機または堆肥化容器のどちらか一方のみではなく、どちらも同時に申請ができる仕組みがあると嬉しいです。</p> <p>また、導入後も楽しく続けられるよう、ごみ袋などのちょっとした特典があると、気持ちの面でも励みになります。</p>	<p>P63に記載のとおり、ライフスタイルや個々の実情に合った生ごみ減量化の取組を推進します。</p> <p>電動式生ごみ処理機と生ごみ堆肥化容器の同時申請につきましては、どちらか片方の機種で十分生ごみの減量化が図れることから、各家庭のライフスタイルに合わせていずれかの機種でご申請をお願いしております。</p> <p>この補助金制度につきましては、より多くの市民の皆さん様にご利用いただけるよう周知に努めていきます。</p>
10	ごみ処理基本計画の施策体系 5.1(2)基本方針2【適正な資源化の推進】	63	<p>次に、私は家庭（台所）から出る生ごみをキューロ（土に還す）方法で自家処理しています。このような家庭内で処理できる仕組みは、ごみ減量に大きな効果があります。</p> <p>私は、実際に3日に1回（週2回）出していた可燃ごみが10日に1回（約2週間1回）ペースとなり、出す回数が激減しました。このように「家庭内で生ごみを処理している人」たちを支援すること、継続してもらうためのモチベーションがあがるような行政の取り組みを検討してもらえると嬉しいです。</p>	<p>生ごみ処理機購入費補助金の補助額と補助率につきましては、直近の補助金申請における生ごみ処理機本体購入価格の平均から算出しています。</p> <p>なお、ご提案のプレミアム袋のようなインセンティブの導入につきましては、各個人の取組内容の把握や評価の公平性などの課題があります。</p> <p>したがって、本計画の実施にあたっては、まずは市民の皆さんにごみの分別や減量への関心と理解を深めさせていただき、できるこ</p>

No	項目	ページ	意見の内容	意見に対する市の考え方
	推進		<p>例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の増額（せめて処理器の半額以上） ・自家処理している人のみが持てるプレミアム袋の配布 ・無料の座談会（情報交換の場） ・自家処理してる様子を広報で紹介する <p>楽しく続けられる（やってよかった）、また、やってみたい！そんな市民（仲間）を増やしてもらえることを期待しています。</p>	<p>とから実践していただけるような周知啓発に努めていきます。</p> <p>また、生ごみ処理機の普及や継続使用の啓発につきましても、ご提案の趣旨も踏まえ、より効果的な方法がとれるよう工夫していきます。</p>
11	ごみ処理基本計画の施策体系 5.1(2) 基本方針2【適正な資源化の推進】	63	<p>ごみ減量に取り組む市民へのインセンティブについて</p> <p>私は生ごみや庭ごみを自家処理しており、年間で少なく見積もっても150kg以上の減量を8年以上継続しています。しかし、減量に積極的に取り組んでいる市民と、そうでない市民との間に差がない現状では、継続のモチベーションを保つことが難しいと感じます。</p> <p>ごみ減量は、市民の善意に依存するだけでは持続しません。継続的に取り組む市民の行動が正当に評価される仕組みとして、ポイント付与や現物支給など、インセンティブ制度の検討を強く要望します。</p>	No.10の回答をご確認ください。
12	ごみ処理基本計画の施策体系 5.1(2) 基本方針2【適正な資源化の推進】	63	<p>生ごみの資源化の促進について</p> <p>生ごみが資源であることについて、より一層の周知を行っていただきたいです。上位計画である環境計画でも位置づけられている取組であり、ごみ処理基本計画の中でも、より明確に打ち出すべきだと考えます。</p> <p>非電気式処理機が補助対象となった点は高く評価しますが、昨今の物価高を踏まえると、補助額や補助率は十分とは言えません。補助率が2分の1とされている理由や制度設計の考え方についても、市民に分かりやすく示していただきたいです。</p>	No.9の回答をご確認ください。

No	項目	ページ	意見の内容	意見に対する市の考え方
13	ごみ処理基本計画の施策体系 5.1(2) 基本方針2【適正な資源化の推進】	63、68	紙ごみ（特に雑紙）の減量について 紙ごみの中でも、雑紙の分別は特に工夫が必要だと感じています。雑紙は新聞や段ボールと異なり発生が不規則なため、家庭内に一時的に集めておく定位置がないと、可燃ごみとして排出されやすい現状があります。 現在は民間回収拠点も増え、排出環境は以前より整ってきました。今後の課題は、家庭内での「ためる仕組み」づくりだと考えます。 例えば、「雑紙入れ（紙袋やカゴ状の容器など）を家庭内につくりましょう」といった、具体的で実践しやすい啓発を行ってはどうでしょうか。	本市では、小学校の出前講座等でも雑紙回収箱をはじめとしたごみ減量の方法の紹介等を行っています。雑紙回収箱などの各家庭でできる具体的な取組につきましては、市広報誌やSNS、出前講座による啓発を行ってまいります。
14	ごみ処理基本計画の施策体系 5.1(2) 基本方針2【適正な資源化の推進】	63、67	紙類の資源化について デジタル化が進んでも、学校からのプリントやポストに入るチラシなど、紙類のごみはまだ多いと感じています。民間の回収ステーションやお店の店頭回収に紙類の回収ボックスが増えると、買い物ついでに気軽にらせて、とても助かります。市民としても「ついでに出せる」環境が整うと、資源化がもっと進むのではないかと思います。 また、「紙袋にまとめて入れる」方法は、「ひもで縛って出す」よりも手軽で取り組みやすいです。「雑誌回収袋」の配布を楽しみにしていますが、家庭にある紙袋でも出せるようになると、すぐにでも始められて嬉しいです。	P67に記載のとおり、紙類の資源化につきましては民間事業者と連携して店頭回収を進めていくとともに、雑紙回収袋の配布につきましても他の自治体の事例も参考にしながら検討します。
15	ごみ処理基本計画の施策体系 5.1(3) 基本方針3【適正な処理・処分】	64	戸別収集について 今後、さらに進行する高齢化により、ごみ出しが困難となる世帯の増加が見込まれます。ごみ出し支援とごみ減量施策の両立という観点からも、戸別収集への移行は中長期的に検討すべき重要な課題だと考えます。 まずはモデル地域を設定し、パイロット事業として実証実験を行うことで、効果や課題を検証してはどうでしょうか。計画の中で、検討項目として位置づけていただきたいと思います。	No.2 の回答をご確認ください。

No	項目	ページ	意見の内容	意見に対する市の考え方
	【維持】			
16	ごみ処理基本計画の施策体系 5.1(3)基本方針3【適正な処理・処分の維持】	64, 68	<p>P68 イ③高齢化社会への対応について</p> <p>ここに、「現在、実施している福祉サービスの担い手等と連携したごみ収集システムの拡充・定着」と記載していただいています。この内容として以下のような支援が含まれているのかご教示ください、含まれていない場合は、計画への明記を要望します。</p> <p>私は、現在、四日市市高齢福祉課が所管する「住民主体サービス B 訪問型」の市民団体の会長をしております。高齢化が進む地域で、住民同士の助け合いで、少しでも長く住み慣れた地域で生活ができるよう有償ボランティア団体をつくり助け合う仕組みです。助け合いの内容はいろいろありますが、その一つに「庭の草刈りや植木の枝切り」があります。この支援を行ったとき、一時に大量の可燃ごみ（草木ごみ）が発生します。これを普段使っている可燃ごみの集積所に一時に出すのは、ごみ収集をされる方の負担を一時的に大きくする恐れがあり、支援者が分けて出しています。</p> <p>できれば、支援する住民によってクリーンセンターに持ち込みたいところですが、その場合には、本人が出向くか、本人を同乗させる必要があります。支援を依頼する人は、それができないから支援してくれる方に頼っているのです。</p> <p>このような地域での助け合い活動から出るごみを支援者がクリーンセンターに搬入できるしくみを構築していただくことを強く望みます。</p> <p>現在、市内には訪問型の住民主体サービスを実施している団体が17団体あります。このような要望は、各所からでており、高齢福祉課を通して生活環境課にも話をされていると伺っています。</p> <p>ぜひ、今回の見直しの中で、改善を明記していただきたいと思います。</p> <p>文案としては、「現在、実施している福祉サービスの担い手（住民主体サービス B 実施団体等）と連携したごみ収集システムの拡充・定着」とし</p>	<p>高齢化社会への対応として掲げている「福祉サービスの担い手等と連携したごみ収集システム」は、通常のごみ収集日程に限らず、訪問介護等の事業者が専用でごみを出せる回収箱を各地区市民センター等に設置することで、ホームヘルパー等によるごみ出しを支援する制度です。</p> <p>ご提案の、住民主体訪問型サービス事業者が有償で実施した草刈りや剪定作業に関する廃棄物のクリーンセンターへの搬入につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、適切に対応していただく必要がありますので、ご提案いただいた内容については計画への明記は行いませんが、手続きや取扱いについては個別にお問い合わせください。</p>

No	項目	ページ	意見の内容	意見に対する市の考え方
			<p>てください。</p> <p>本計画において位置づけることで、関係部局間の連携が進み、地域での支え合い活動の継続とごみの適正処理の両立が可能になると考えます。</p>	
17	<p>ごみ処理基本計画の施策体系</p> <p>5.1 (3)基本方針3【適正な処理・処分の維持】</p>	64	<p>現在、畑作業や地域の草刈り、庭の手入れなどが出る草木類（残渣）は、可燃ごみとして処理せざるを得ない状況です。これらは水分を多く含んでおり、焼却ではなく資源として有効活用できるのではと感じています。</p> <p>〈背景〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 畑から出る作物の残渣や雑草 ・ 地域の草刈りで刈った草 ・ 庭の落ち葉や剪定枝 <p>〈提案〉</p> <p>これらの草木類を回収できる専用の集積場所や回収日を設けていただきたいです。また、乾燥させた状態での回収が可能であれば、焼却時の負担軽減にもつながると思います。地域の環境美化活動や家庭菜園を行う市民にとって、非常に助かる取り組みになると考えます。</p>	<p>刈草や剪定枝等については、河川や街路樹等において公共事業施設で発生したものは、P63に記載のとおり事業者や周辺自治体との連携により資源化を図っていますが、ご意見のような事例の場合については可燃ごみまたは破碎ごみで収集・処理しています。</p> <p>また、自治会等が行う地域の草刈りや美化活動に関しては通常の収集とは別に回収しています。</p> <p>畑、庭の落ち葉に関する資源化や専用の集積場の設置及び回収については、収集体制や資源化事業者の受入体制など様々な課題があるため、実施は困難です。</p>
18	<p>ごみ処理基本計画の施策体系</p> <p>5.1 (3)基本方針3【適正な処理・処分の維持】</p>	65	<p>P69 3) 基本施策 3-3 適正処理の推進</p> <p>ア) ㊸ 海洋プラスチックごみ対策の推進について</p> <p>近年、海洋プラスチックごみの増加は、SDGs 目標 14「海の豊かさを守ろう」の観点からも大きな課題として認識されるようになってきました。本市においても、多くの市民が吉崎海岸の清掃活動に参加し、回収したごみは適正に処理されています。</p> <p>一方で、海洋プラスチックごみの多くは、市民や事業者が本来行うべき適正なごみ処理ルートから逸脱したものが発生源となっており、洪水時の流出、不法投棄、ポイ捨てなどが主な要因と考えられます。そのため、海岸清掃の取組と併せて、より発生源に近い段階でプラスチックごみの流出を抑制する取組が重要です。</p> <p>この点において、市民一人ひとりが居住地域で行う日常的なごみ拾い活</p>	<p>自治会等が行う町内清掃で集められたごみについては、各自治会からごみの量や集めた場所等の情報をその都度ご連絡いただき、通常の収集とは分けて回収を行うこととしております。</p> <p>また、市民団体や企業のボランティア活動などで集められたごみに関しては、原則としてクリーンセンターへの直接搬入をお願いしておりますが、このことが十分に浸透していないと考えておりますので、周知・啓発に努めていきます。</p>

No	項目	ページ	意見の内容	意見に対する市の考え方
			<p>動は、発生源対策として有効な取組です。実際に、地域で自主的にごみ拾いを行っている市民も多数存在します。しかし、これらの活動においては、回収したごみの処分方法が課題となっており、少量であれば家庭ごみとして排出できるものの、一定量を超えると適正な排出が困難になるケースがあります。</p> <p>このような状況を踏まえ、市民や市民団体が実施するごみ拾い活動により回収されたごみについて、簡易な手続きにより適正な回収・処理を支援する仕組みの構築が必要であると考えます。現在、本市では、自治会や行政が関与しない小規模な活動による回収ごみについては、円滑な回収が難しい状況にあります。</p> <p>他市では、ごみ拾い活動を行う個人や団体に対して専用のごみ袋を配布し、その袋で排出されたごみを回収するなど、市民の自主的な環境保全活動を支援する取組が実施されています。本市においても、こうした先行事例を参考に、市民参加による海洋プラスチックごみ対策を一層推進することが望まれます。</p> <p>つきましては、㊸の施策内容に、以下の文言を追記することを要望します。</p> <p>(追記案) 「市民や市民団体が実施するごみ拾い活動を支援するためのしくみを構築します。」</p>	